

(提案基準第14号)

地域振興に係る工場等の開発又は建築に関する基準

この基準は、人口が減少し、かつ、産業が停滞していると認められる地域等であって、その振興を図る必要があるものとして市長が指定した地域において立地することがやむを得ないと認められる工場等の開発又は建築を、次の要件の全てに該当すれば容認するものである。

- 1 工場等とは、技術先端型業種（医薬品製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同付属装置製造業、電子応用装置製造業、電子計測器製造業、電子機器用・通信機器用部分品製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業等）の工場又は研究所（研究棟、管理棟、医療棟等の施設）であること。
- 2 申請地は、次の要件をみたすものであること。
 - (1) 開発区域の面積は5ヘクタール未満であること。
 - (2) 周辺における土地利用と調和のとれたものであること。
 - (3) 当該市街化区域内に適地がないと認められ、かつ、地形、環境等の自然条件、雇用、交通、土地利用、産業等の社会経済条件を総合的に勘案してやむを得ないと認められる場合であること。
- 3 開発又は建築の完了予定期日は、許可の日から起算して3年以内であること。

(平成12年11月23日から施行)